

建設工事の前金払及び中間前金払の支払限度額の見直しについて

市では、受注者の資金調達の円滑化をより一層図り、適正な施工を確保することを目的に、平成27年2月1日以降に公告する建設工事の前金払及び中間前金払の支払限度額(合計額)を1億5千万円から5億円に変更します。

記

	新	旧
前金払	契約金額の10分の4を超えない範囲	契約金額の10分の4を超えない範囲
中間前金払	契約金額の10分の2を超えない範囲	契約金額の10分の2を超えない範囲で5千万円を限度
支払限度額	前金払と中間前金払の合計額が、 <u>5億円</u> を超えない範囲	前金払と中間前金払の合計額が、 <u>1億5千万円</u> を超えない範囲

※前金払については、請負代金額が200万円以上の請負工事であること。

※平成27年2月1日以前に公告した建設工事に係る前金払及び中間前金払については、従前のおりとする。